

尾花沢市農地賃借料情報（令和3年分）

この賃借料情報は、令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された実勢賃借料により算出したものです。(農地法第52条に基づく公表)

この農地賃借料情報は、目安としてお示しするものです。

農地の賃借料については、貸し手・受け手のお互いの話し合いにより決定してください。

また、賃借料は金銭以外(現物等)の支払いも可能です。

1. 田(水稻)の部

(10a)

基盤整備地域	締結(公告)された地区名	平均額	最高額	最低額
	尾花沢地区	13,400 円	20,000 円	6,400 円
	福原地区	10,600 円	17,200 円	5,500 円
	宮沢地区	14,500 円	20,000 円	9,200 円
	玉野地区	12,400 円	15,000 円	8,300 円
	常盤地区	11,500 円	15,600 円	4,600 円
未整備地域	尾花沢市全体(参考)	10,000 円	16,600 円	3,000 円

2. 畑の部 (賃借料)

(10a)

締結(公告)された地区名	平均額	最高額	最低額
未整備地域 尾花沢市全体(参考)	3,500 円	8,000 円	1,800 円

- 賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるものは、特殊な取引と推測し集計から除いています。
- 集計結果の100円未満は、切り捨てしています。
- 「平均額」は、データ数による加重平均の値です。

- ◆ 農地に関する諸手続き(許可申請など)は、毎月10日が締切です。(10日が土日の場合はこの限りではない)
- ◆ 農地に関することは、地域の農業委員または農地利用最適化推進委員にご相談ください。